第二十七条第二項中「の規定」を「又は第六項の規定」に、「同項」を「これらの規定」に改める。

第五十七条の二第十項第一号中「、当該課税期間の末日から起算して三十日前の日」を「政令で定める日の翌日」に改める。

第五十七条の四第一項及び第二項中「この条から」を削り、同条第三項ただし書中「性質上、」を「性質上」に、「として」を「を行う場合、当該売上げに係る対価の返還等の金額が少額である場合その他の」に改め、「ものを行う」を削り、同条第五項中「この条から」を削る。

別表第二第七号ロ中「、第十三項又は第十四項」を「又は第十三項から第十五項まで」に改め、「生活介護」の下に「、就労選択支援」を加える。

別表第三第一号の表農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

第七条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二農業信用基金協会の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

別表第三の文書名の欄中「同項第三号及び第七号」を「同項第七号」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第八条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「の名称」を「を特定するために必要な情報」に、「を当該行政機関の掲示場に掲示して行なう」を「（以下この項において「公示事項」という。）を財務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を当該行政機関の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政機関に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「同項の規定による措置を開始した」に改める。

第十五条第二項第三号中「地方法人税」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税　対象会計年度（法人税法第十五条の二（対象会計年度の意義）に規定する対象会計年度をいう。）の終了の時

第三十四条第一項ただし書中「に財務省令で定める方法」の下に「（次項において「特定納付方法」という。）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「また」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特定納付方法（電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法に限る。）による国税（法定申告期限と同時に法定納期限が到来するもの（輸入品に係る申告消費税等を除く。）に限るものとし、源泉徴収等による国税を含む。）の納付の手続のうち財務省令で定めるものが法定納期限に行われた場合（その税額が財務省令で定める金額以下である場合に限る。）において、政令で定める日までにその納付がされたときは、その納付は法定納期限においてされたものとみなして、延納及び附帯税に関する規定を適用する。

第四十六条の二第十項第二号中「又は同項」を「若しくは偽りの答弁をし、同項」に、「忌避した」を「忌避し、又は同項の規定による物件の提示若しくは提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、若しくは偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した」に改め、同条第十一項中「又はその」を「その」に、「検査させる」を「検査させ、当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めさせ、又は当該調査において提出された物件を留め置かせる」に改め、同条第十二項中「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第六十五条第一項及び第三項第二号中「第八項」を「第九項」に改め、同条第四項中「この項及び次条第四項」を「この項及び次条第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第一号中「次条第四項」を「次条第五項」に改め、同条第六項中「次条第七項」を「次条第六項第二号及び第八項」に改める。

第六十六条第二項中「第八項」を「第九項」に、「除く」を「除く。次項及び第六項において同じ」に、「金額」を「金額。次項において「加算後累積納付税額」という。」に、「ときは、同項」を「ときは、前項」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「（同項ただし書若しくは第八項の規定の適用がある場合又は期限後申告書若しくは第一項第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。）」を削り、「その期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告又は更正若しくは決定に係る国税の属する税目について、無申告加算税（期限後申告書又は同号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合において課されたものを除く。）又は重加算税（第六十八条第四項（重加算税）において「無申告加算税等」という。）を課されたことがある」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「、第一項の」を「、同項の」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その期限後申告書若しくは第一項第二号の修正申告書の提出（その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。）又は更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告又は更正若しくは決定に係る国税の属する税目について、無申告加算税（期限後申告書又は同号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合において課されたものを除く。）又は重加算税（第六十八条第四項第一号（重加算税）において「無申告加算税等」という。）を課されたことがある場合

二　その期限後申告書若しくは第一項第二号の修正申告書の提出（その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る国税についての調査通知がある前に行われたものを除く。）又は更正若しくは決定に係る国税の課税期間の初日の属する年の前年及び前々年に課税期間が開始した当該国税（課税期間のない当該国税については、当該国税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した当該国税）の属する税目について、無申告加算税（第八項の規定の適用があるものを除く。）若しくは第六十八条第二項の重加算税（以下この号及び同条第四項第二号において「特定無申告加算税等」という。）を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合

第六十六条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、更正又は決定前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところに